

国内発生期		4B・5A
	感染拡大防止対策を強化すべき時期	
定義		
	国内で新型インフルエンザの発生が確認されるが、感染拡大は非常に限定されており、県内での発生はない時期	
基本的方向性		
	<p>「青森県危機対策本部」を設置するとともに、「発生宣言」を発表する。</p> <p>この時期は、県内での感染拡大の防止を目的に、県民への広報や相談体制を確立するとともに、県内での感染拡大に備え、入院・外来診療等の医療体制の確保など対応策を強化する。</p>	
主な対策		
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 新型インフルエンザサーベイランス体制の強化 (2) 情報提供体制の強化 (3) 医療に必要な物資の確保、効果的な活用 (4) 相談、検査体制の強化 (5) 医療体制の確保 (6) 防疫体制の強化 	

厚生労働大臣が国内でヒト - ヒト感染発生について宣言をする。

本部長の「発生宣言」

県民に対し、新型インフルエンザの「発生宣言」を発表するとともに、感染拡大防止のために標準予防策の励行を呼びかける。

なお、「発生宣言」の実施にあたっては、法令に即した実施及び廃止の基準を明確にする。

新型インフルエンザサーベイランス体制の強化

1. 発生動向調査の強化

患者定点からの報告を週報から日報とする。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の発生動向について把握するとともに、学校や社会福祉施設等におけるインフルエンザ様疾患の発生動向を把握する。〔健康福祉部、教育委員会、総務部〕

クラスターサーベイランスを継続する。〔健康福祉部〕

症候群サーベイランスを継続する。〔健康福祉部〕

2. 学校におけるインフルエンザ様疾患発生報告の強化の継続

インフルエンザ様疾患発生報告について、発生した場合その都度の報告を継続する。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

各公立学校・私立学校から県・市町村教育委員会へ報告される児童・生徒の罹患者・欠席者の数及び学校・学級閉鎖の状況についての情報の収集、分析体制を継続する。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕

3. 国等からの速やかな情報収集

国、国立感染症研究所等から、症例定義の決定情報のほか感染経路、症状などの詳細な情報を入手・分析し、必要に応じて各医療機関等に周知する。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ関連情報を把握し、症例定義の決定情報などの情報収集に努める。〔健康福祉部〕

4. 「青森県・新型インフルエンザアラート」の活用

WHOの域内指定地域からの帰国者又は発生都道府県からの帰青者等から相談等があった場合、必要に応じて、本人の同意を得てウイルス検査（PCR検査）を実施する。〔健康福祉部〕

なお、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）とされた場合には、次のような対応をする。〔健康福祉部〕

患者に対し、感染症法に基づく入院勧告を行い、抗インフルエンザ薬による治療を行う。

感染症法に基づく患者への措置（入院、治療方針、積極的疫学調査等）、患者の接触者への対応（接触者の範囲の特定、外出自粛要請、健康管理の実施、有症時の対応指導等）を実施する。

関係都道府県に対し、発生状況について速やかに情報提供し、感染症法に基づく必要な対策を取るよう要請する。

把握された新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の情報を感染予防策に活用する。〔健康福祉部〕

情報提供体制の強化	
-----------	--

1．県民への情報提供

県民に対し、海外及び国内での発生状況、感染予防策、相談体制等についての最新の情報提供を行う。〔企画政策部、健康福祉部、企画政策部、関係部局〕

外国人等に対し、国際交流協会や民間企業等の協力を得て、情報提供する。〔企画政策部、健康福祉部、文化観光部〕

2．関係機関への情報提供

県医師会、市町村、保健所等の関係機関に対し、海外及び国内での発生状況や感染予防策、相談体制等について情報提供する。〔健康福祉部〕

県医師会、市町村、保健所等の関係機関に対し、「青森県・新型インフルエンザアラート」への協力を要請する。〔健康福祉部〕

3．社会活動の制限について

国が国民、関係者への勧告・周知を実施した場合、以下の措置等を行う。〔企画政策部、健康福祉部、教育委員会、総務部、関係部局〕

発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる活動に自粛勧告があったことを周知する。

患者と、接触していた者が関係する発生地域の学校、通所施設等について、臨時休業を行うよう各設置者に対して要請すること。

発生地域における事業所、福祉施設等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨すること。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止・受診を勧告すること。

県民・施設入所者等に対し、マスクの着用、うがい・手洗いを勧奨すること。

医療に必要な物資の確保、効果的な活用	
--------------------	--

1．抗インフルエンザ薬の投与

県内の抗インフルエンザ薬の備蓄量を把握する。〔健康福祉部〕

各医療機関等に対し、医療及び社会機能維持の観点から、患者を診察した医療機関の医療従事者、若しくは、患者との濃厚接触があり、かつ社会機能維持に必要な者への予防投与を行うよう要請する。〔健康福祉部〕

各医療機関に対し、抗インフルエンザ薬の適正な使用を要請する。〔健康福祉部〕

各医療機関等に対し、県内流行期・大規模流行期の患者対応を勘案し、抗インフルエンザ薬の不足が予測される場合は、治療薬の確保のため、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）以外において、原則として抗インフルエンザ薬の使用を控えるよう依頼する。〔健康福祉部〕

2．新型インフルエンザワクチンの接種体制

国の要請に基づき、接種場所、接種医及び接種器具等の確保に努める。〔健康福祉部〕

未発生期において策定した接種計画に基づき、次の状況に応じ、対応する。〔健康福祉部〕

< 新型インフルエンザワクチンが薬事承認されていない場合 >

緊急的な措置として行われる、医療従事者及び社会機能維持者等を対象としたプロトタイプワクチン接種の具体化を図るとともに、安全性・有効性を含めた動向について留意する。

< 新型インフルエンザワクチンが薬事承認されている場合 >

パンデミックワクチン^()の供給がなされるまでの間、状況に応じ、医療従事者及び社会機能維持者等を対象としたプロトタイプワクチンの具体化を図るとともに、パンデミックワクチン製造され次第、接種計画に基づき、接種を開始する。

ワクチンの接種に伴い、ワクチンの有効性、副反応等についての情報を収集する。

3．医療資器材等の確保

医療行為のほか、疫学調査、患者搬送、防疫作業の際に、従事者が感染することを防止するため、必要となる資材（新型インフルエンザに対する高感度検査キット、マスク、感染防護衣、消毒薬等）の確保を図る。〔健康福祉部〕

各医療機関等に対し、引き続き、医療資器材等の確保について協力を求める。〔健康福祉部〕

各医療機関等に対し、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）との接触に際し、確保した医療資器材等を活用し、十分な感染予防策を講じて対応するよう周知する。〔健康福祉部〕

相談、検査体制の強化	
------------	--

1. 相談

相談件数の増加が予想されることから、健康福祉部・保健所での電話相談体制を継続・強化する。〔健康福祉部〕

2. 検査

環境保健センターは、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）から採取した検体によりウイルス検査（PCR検査）を実施する。また、新型インフルエンザに対する高感度検査キット及び抗インフルエンザ薬の有効性の確認を行うとともに、新型インフルエンザウイルスの最新情報の収集に努める。〔健康福祉部〕

医療体制の確保	
---------	--

1. 医療機関の整備

新型インフルエンザ患者については、指定医療機関において診療を行う。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ疑い患者については、トリアージ方針に従い指定医療機関において診断・治療を行うこととし、一般医療機関においては、本人の渡航歴等を確認し、新型インフルエンザが疑われる患者は指定医療機関に移送するよう周知する。〔健康福祉部、総務部〕

県内流行期・大規模流行期に備え、協力医療機関に対し、協力を要請する。〔健康福祉部〕

県内流行期・大規模流行期に備え、患者の収容を行う大型施設及びその施設ごとの収容人数等についてリストを作成する。〔健康福祉部〕

2. 国内発生患者及び接触者

新型インフルエンザの症例定義により疑い患者となった場合は、感染症法に基づき、入院勧告をし、確定診断を行う。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ疑い症例の検体を環境保健センターへ送付し亜型の検査を行う。〔健康福祉部〕

新型インフルエンザ疑い患者の家族等の接触者に対しては、経過観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施及び有症時の対応を指導する。なお、症状が出現した

場合には直ちに隔離を行う。〔健康福祉部〕

3．医療従事者の確保

各医療機関等に対し、感染予防策の徹底を周知するとともに、医療従事者を確保するよう依頼する。〔健康福祉部〕

4．患者搬送体制の確保

県内流行期・大規模流行期において、新型インフルエンザによる重症患者が多数発生する場合や病床確保のための医療機関の変更が必要になる場合に備え、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の搬送体制の確保を図る。〔健康福祉部、総務部〕

防疫体制の強化	
---------	--

1．まん延防止対策の徹底

感染症法に基づく患者への措置（入院、治療方針、積極的疫学調査^{（ ）}等）、患者の接触者への対応（接触者の範囲の特定、外出自粛要請、健康管理の実施、有症時の対応指導等）を実施する。〔健康福祉部〕

関係都道府県に対し、発生状況について速やかに情報提供し、感染症法に基づく必要な対策を取るよう要請する。〔健康福祉部〕

学校や高齢者施設等の社会福祉施設等に対し、標準予防策等により感染予防を徹底するよう要請する。〔健康福祉部、教育委員会、総務部、関係部局〕

積極的疫学調査の実施に関し、関係都道府県との連携を図る。〔健康福祉部〕

2．水際対策の強化

新型インフルエンザ発生国・地域からの入国者に対し、検疫所が行う措置の実施に協力するとともに、必要な調査を実施する。〔健康福祉部〕

海外から直接に、または国内の国際空港・国際港湾を経由して、本県に向かう航空機・船舶等から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいるとの連絡を受けた場合に備え、防疫措置、疫学調査、隔離・停留について、検疫所・地元自治体その他関係機関との連携を確認・強化する。〔健康福祉部、県土整備部〕

県民に対し、新型インフルエンザ発生国・地域への渡航及び滞在について、WHOの域内感染地域指定や渡航延期勧告、対象国の措置、及び主要国の対応などを考慮に入れつつ総合的に判断して、適切な渡航情報を提供する。〔企画政策部、健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

県民に対し、不要不急の出国を自粛するよう呼びかける。〔健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

海外渡航の前提となる旅券の発給申請者に対し、適切な渡航情報を提供する。〔健康福祉部、文化観光部〕

海外から本県に一時的に滞在する外国人等に対し、国内での新型インフルエンザ発生状況を周知し、個人レベルでの感染予防対策、有症時の対応を徹底させる。〔企画政策部、健康福祉部、文化観光部、県土整備部〕

学校に対し、新型インフルエンザ発生国・地域への留學生徒がいる場合には、その者に対して感染予防策を徹底させるように周知する。〔教育委員会、総務部、健康福祉部〕